

全 区

がんばる地域応援事業の再構築について

H21 年度で終期を迎える「がんばる地域応援事業」を廃止し、各区及び所管課の評価、課題を踏まえ再構築し実施する。

現状と課題

- ・地域のまちづくりに関する予算として、合併時から旧 11 市町村に「地域自治区まちづくり事業費」を措置した。
- ・また、各区には、政令市移行時に「区まちづくり事業費」を創設し、平成 20 年度から、新たに「がんばる地域応援事業」として再編した。
- ・「がんばる地域応援事業」は提案件数も多く、北区協議会から存続の要望書が提出されるなど、地域から継続を要望する声がある。
- ・区の内部評価では、区と市民が協働し、主体的に取り組める事業であり、継続実施と評価されている。
- ・協働事業と助成事業の区分が区民にとって分かりにくく、単に補助率の違いという認識がされている。

平成 22 年度の方針

1 事業構成

(仮称) きらりと輝くまちづくり支援事業 (補助金)

- ・助成対象事業：区の特徴を活かしたまちづくり、身近な課題を解決する事業など
- ・提案者(実施者)：3人以上の団体で、市内で活動する団体
- ・補助率：1 / 2 以内
- ・補助限度額：多数の提案を幅広く採択していくため、現行の 200 万円から 100 万円へ減額する。

(仮称) 区民と築く魅力づくり事業

- ・区民ニーズ等に基づき、文化、スポーツ、保健福祉など様々な視点から区が主体的に実施するもの。

現 行

がんばる地域応援事業
(H21 7 区計
143,000 千円)

助成事業

協働事業

区執行事業

→

→

H22 年度～

(仮称)きらりと輝くまちづくり支援事業

(仮称)区民と築く魅力づくり事業

全区

一市多制度事業の見直しについて

課題

- ・合併時に 12 市町村が実施してきた固有の 183 の事業を一市多制度事業とした。
- ・「ひとつの浜松」のもと、183 の一市多制度事業を見直し、引き続き旧市町村の地域で限定して行う必要があるものは、「地域固有事業」として合理的な理由を明確にして存続させる必要がある。
- ・「地域固有事業」とならないものについては、必要な整理を行う必要がある。
- ・マニフェスト工程表に基づいて、平成 22 年度までの見直しを目標としている。

平成 22 年度の方針

21 年度に行った「政策事業評価」、「補助金評価」をもとに、次の 4 つの区分に基づき見直し案を作成した。補助金評価の対象事業は、補助金評価の最終決定に従って見直す。

地域固有事業

- ・明確な理由のもとに、地域限定の事業として残すもの
例：献上物関係事業 細江と皇室の縁による事業であり地域固有事業がふさわしい
 - 統合済み又は再編済み（すでに統一済み）
 - ・特定地域の事業だったものが、合併後、新市全域の事業に位置づけられたもの
例：過疎計画 合併前の各過疎計画は浜松市過疎計画に再編された
 - ・地域の施設を管理活用する事業は、地域限定の施設ということだけでなく、全市で利用可能な施設があるという考え方で「事業としては統一された」に整理したもの
例：農村環境改善センター 旧浜松市に限定的な施設だったものが、合併後新市全域で同一条件のもと利用可能となった
 - ・条例などの根拠規定が統一されたもの
例：舞阪町娯楽・レクリエーション地区建築条例
浜松市特別用途地区建築条例として新市を一括管理するようになった
 - ・地域協議会等から「統合」又は「再編」の答申を受け、統一済みのもの
例：消防団の組織 地域協議会等の答申を受け、組織を 1 団 7 区支団に再編済み
- 22 年度末までに統合、再編又は廃止の決定をする
- ・期限を定めて再編又は統合する（廃止を含む）
例：りんごとみかんの住民交流事業
新市として行う飯田市との交流事業に位置づけられるか検討すべき。

廃止済み（すでに廃止）

- ・既に対象事業が終了したもの
例：長寿社会づくりソフト事業 平成 17 年度に事業が完了した
- ・地域協議会等から「廃止」の答申を受け、廃止済みのもの
例：保育所敷地借地料補助金 地域協議会等の答申を得て、廃止済み